

合法性等の証明に係わる事業者認定実施要領

アメリカ広葉樹輸出協会（AHEC）

制定 2008 年（平成 20 年）4 月 23 日

1) 目的

弊協会は、全米及び各州の森林制度に従って広葉樹の調達手順や供給体制を取ること、国際貿易から排除された伐採や製材の生産を禁止する調達政策を支持することなどが規定されている「Certification of Compliance」に認定事業者と署名をしている。このようなことにより、持続可能かつ合法的に伐採された広葉樹の供給を推進している。

本実施要領は、行動規範である「American Hardwood Responsible Procurement policy」を踏まえ、林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性。持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」の実施要領を定めるものである。

2) リスク評価に基づいた行動規範

弊協会が実施した第三者機関によるアメリカ広葉樹の合法性と持続可能性のリスク評価に基づき不法伐採がほぼ無いとの結論が導き出されている。そしてそのリスク評価については 2008 年 4 月に東京で開催した記者会見で発表した。（添付資料①参照）

3) 申請書の提出

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

本実施要領に基づき認定を受けようとする事業者は、添付②で定める

「Certification of Compliance AHEC Responsible Procurement Policy for Exporters」を提出しなければならない。また、申請した事業者は「Certification of Compliance」を遵守することを確約するため、弊協会と「Certification of Compliance」に署名しなければならない。

4) 事業者の認定要件

認定事業者は添付②の全ての要件（添付②和訳を参照）及び以下の要件を満たさなければならない。

・事業者は「Certification of Compliance」に基づき全米及び各州の森林制度に従って合法的に伐採された木材のみを取り扱うこと

- ・合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること
- ・関係書類を5年間保存すること
- ・本取組の責任者が1名以上専任されていること

5) 事業者認定書の交付及び公表

弊協会は、認定要件を満たしている事業者に対し、3)に基づき弊協会と申請事業者が署名した「Certification of Compliance」を「事業者認定書」として交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を隨時公表するものとする（添付③リストを参照）。

6) 認定事業者による証明書発行

弊協会は、認定事業者に対して木材の合法性と認定番号を具現する「事業者認定印」の作成に必要なデータを提供し、認定事業者はそのデータを使用して、「事業者認定印」を作成しなければならない。認定事業者は、合法性が証明された木材の出荷に当たり、その船積み書類に「事業者認定印」を押さなければならない。

7) 検査と認定取り消し

弊協会は必要に応じて認定事業者によるアメリカ広葉樹の証明材の取り扱いが適正であるか検査することができる。4)の項目に違反した場合は、さらには弊協会から脱退した場合は認定を取り消すことができる。

付則：この実施要領は2008年4月23日から実施する。

アメリカ広葉樹の合法性と持続可能性の リスク評価

共著

Alberto Goetzl, Seneca Creek Associates, LLC
Paul Ellefson, Phd., University of Minnesota
Philip Guillory, Tropical Forest Trust
Gary Dodge, Phd., Consulting Biologist/Ecologist
Scott Berg, R.S. Berg Associates

2008年4月23日

アメリカ広葉樹輸出協会 (AHEC)

リスク評価 – アメリカ広葉樹の合法性と持続可能性

摘要および結論

背景

本研究および報告書はアメリカ広葉樹輸出協会(AHEC)の委託を受けたもので、国際的に取引されるアメリカ広葉樹の合法性を確認するための AHEC の努力の一環である。一部の輸出市場、特に欧州や日本市場では、政府の調達政策が木材製品について合法的かつ持続可能な産地からのものであることを示すよう求めている。民間企業も同様の保証を求める傾向が強まっている。本報告書は輸出されるアメリカ広葉樹製品に違法な広葉樹材が混入するリスクを評価するものである。

多くの場合は森林認証制度が合法性や持続可能性を実証するものとして受け入れられているが、現時点では、認証林を産地とする米国産のアメリカ広葉樹製品はわずかである。その代わりとして、本研究は、アメリカ広葉樹製品が、所有権や伐採、そして持続可能な森林管理に関する法規制を遵守していない可能性、すなわちリスクを評価するために適切かつ入手可能なデータを考察する。本報告書の内容は森林認証に代わることを目的として提示されているのではなく、森林認証以外の受容可能な保証を求める調達政策に応えることを意図している。

本報告書の情報は米国でのアメリカ広葉樹の商業生産を対象としている。これはミシシッピ川東岸および以東の州に集中しており、わずかではあるが太平洋北西岸でも行われている。本書でアメリカ広葉樹生産地域もしくはアメリカ広葉樹生産州と定義するのは北部、南部そして太平洋北西岸の 33 州だ。この 33 州はアメリカ広葉樹生産の 96% を占め、それぞれ比率こそ異なるが、アメリカ広葉樹製品輸出の一翼を担っている。我々アナリストは協同し、アメリカ広葉樹生産州における立木所有権、森林管理および伐採を管轄する法規枠組に関する総合的な情報を収集検討した。さらに木材調達指針をいくつか選び出して参考基準として使い、アメリカ広葉樹材を評価した。本研究の主たる目的は次の通りである。

- (1) アメリカ広葉樹地域における立木の明確な所有権および契約販売権を確約する法制度を説明、評価する
- (2) アメリカ広葉樹生産州における持続可能性の確保を目指した司法枠組みおよび政策枠組を説明、評価する
- (3) 次におけるアメリカ広葉樹の供給状況を評価する。
 - (a) Forest Stewardship Council (FSC) Controlled Wood Standard; 森林管理協議会(FSC)の「Controlled Wood(管理された木材)規格」
 - (b) PEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification)森林認証の規定する、問題となっている産地からの原材調達を回避するための要件

- (c) 木材専門家機関である CPET の策定による英国政府の合法的かつ持続可能な木製品調達指針

研究チーム

本報告書は、学界や環境団体、および政府、業界へのコンサルティングにおける知識と経験で高く評価されているアナリストの共著によるものである。Seneca Creek Associates, LLC の **Alberto Goetzel** 氏は天然資源経済学者で、コンサルタントとして、林業、市場および貿易問題に関し官民の顧客に助言を提供してきた。違法伐採が競争に及ぼす影響に関する 2004 年の氏の報告は、同テーマに関しまつとも広く参照されている文書である。**Paul Ellefson** 博士は森林管理に影響する規制や制度に関する最高権威。ミネソタ大学で教育と研究に当たっている。**Phil Guillory** 氏は現在 Tropical Forest Trust の北米プログラム担当ディレクタであり、FSC のコンサルタントや FSC 米国理事の経歴を持つ。**Gary Dodge** 博士は Trailhead Associates でコンサルティングに携わる生物/生態学者であり、FSC 森林管理基準のコンサルティングや連邦レベルの土地管理省庁および保全団体における経験を有す。**R.S. Berg & Associates, Inc.** の **Scott Berg** 氏は森林認証専門家としてコンサルティングを行っており、SFI 規格の策定に参加し、また SFI、PEFC、FSC 認証を目指す林業関連企業の事前監査、内部監査、外部監査に携わってきた。

違法伐採

何をもって違法伐採とするかの定義は様々であり、伐採のほか原木の輸送、加工、売買を含む一切の関連活動を対象とする全国および州/地方自治体法のあらゆる違反を含める幅の広い定義もある。我々は本研究の目的に鑑みて、次に記載する違法伐採活動の大きな区分 2 種類に焦点を当てた。

- (1) 盜伐および売買詐欺に関連する法的所有権および使用
- (2) 森林管理(すなわち持続可能性)に関連する法規制違反

児童労働や衛生および安全性といった所定の社会福祉問題は世界的に重要であることから、これらも取り上げた。他にもエネルギー、輸送、生産に関連して木製品の法適合性が検討できようが、我々は最も重要なのは盗伐および悪質な森林管理であり、それを制御するのは基本的に法であり規則であると考えている。

主たる結論および所見

- (1) 収集し分析したデータに基づくと、エビデンスは輸出されているアメリカ広葉樹製品が違法ソースからの木材を含有するリスクはごく低いことを明確に示唆している。
- (2) 立木所有権が良好に確立されており、かつ尊重されていると自信を持って言える。米国でのアメリカ広葉樹の約 92% は私有林産である。土地所有者のほとんどは平均 11

ヘクタール未満という小規模な親族所有林となっており、名義に関する争い、立木の無断の取得や販売に関する紛議を解決するための司法手続きが数多く存在する。

(3) 盗伐は存在しており、私有林所有者が懸念するところでもあるが、蔓延する問題、あるいは制度的な問題とは考えられておらず、特に輸出されているアメリカ広葉樹製品についてはそう言える。アメリカ広葉樹生産地全域における違法伐採の程度は判断が難しく、多くの場合は届出もされていない。しかし、大半は比較的少数の本数のようである。盗伐および不法侵入事件で最も多い事例は、境界の表示が不明確な場合や境界線が争われている場合である。最も詳細な情報を有す州の記録に基づいて推定すると、ある程度の本数に達する盗伐件数は広葉樹地域では年間 800 件から 1000 件で、材積にして(針葉樹および広葉樹を含む)2 万から 2 万 5000 立米が被害に遭っていると見られる。うち半分もしくはそれ以上が広葉樹だとしても、盗伐による原木量は米国のアメリカ広葉樹総生産量の非常にわずかな割合、おそらく 1% にも満たないはずである。

(4) 立木の所有権、管理および販売を支配する法的枠組は州によって大幅に異なる。各州が森林管理の異なる側面に対応する規制当局、非規制当局、制度を設けている。原資には限りがあり、効率および効果についても議論があるとはいえ、各州の制度は持続可能な森林施業の推進と堅持に取り組むものとなっている。全米および各州の森林制度は全体的に、持続可能かつ合法的な広葉樹供給の確保に貢献している。

(5) 世界銀行が集積しているような国際的なガバナンス(統治)指標による比較では、米国が、法治や、環境、労働および国民福祉に関する効果的な法規制環境、腐敗水準の低さにおいて、高い評価を得ている国家であることが明確に示されている。

(6) 現時点で公表されているデータ、そして州政府および木材製品業界から収集した情報によると、米国広葉樹業界の連邦および州の法規の遵守には高い信頼が置けると言える。

(7) 米国からの再輸出品は、温帯広葉樹輸入材をほとんど使用していない。大半の広葉樹輸入品は、米国と同様の厳しい統治制度を有すカナダからのものである。非常に稀に、また少量において、中国、ロシア、南米からの温帯広葉樹輸入があるが、一般的には再輸出されていない。

(8) 混合材製品の非認証部分に適用する FSC-森林管理基準(FSC-STD-40-005)で回避すべきとされている 5 つのリスク区分も検討した。これらの区分は以下の通りである。

- (1) 違法伐採された木材
- (2) 伝統もしくは公民権に反して伐採された木材
- (3) 森林管理活動が高い保全価値を脅かしている森林から伐採された木材
- (4) 造林もしくは非林業目的に転用される森林から伐採された木材
- (5) 遺伝子を組み換えられた苗木を植えられた森林から伐採された木材

米国のアメリカ広葉樹生産州内から調達する広葉樹である限り、この5つのリスク区分全てにおいて低リスクであることを、我々は大いに確信している。しかし、この結論に反する些少な事件は、まれではあるが、単数あるいは複数のリスク区分において起きており、こうした事件が発生した地域では、同地から調達する企業がより詳細な評価を行うべきである。しかしこうした事件の程度は我々のFSC基準および規定の解釈においては低リスクの閾値内であると判断する。

(9) 我々はアメリカ広葉樹が、PEFC森林認証制度のCoC基準の定義するところの、疑わしき生産地から生産された危険性は非常に低いことを強く確信している。

(10) 我々は法規制であるか否かを問わず、連邦および州の制度に関する情報を包括的に集積した。これは盗伐および持続可能な森林管理に関連するプログラムの枠組と効果を説明するものである。このエビデンスは全体として見ると、中央専門委員会

(CPET) のB類要件の下で、「認められた認証スキーム以外のプログラムおよびイニシアチブ」からのエビデンスとして適格である。

(11) 合法性および持続可能性の課題に関する様々な法規制および規制外プログラムの範囲および効果に関連する(すなわち CPET の条件につながる)複数の項目を評価したところ、アメリカ広葉樹生産地域の全州が低リスクの範囲内であった。

(12) 最後に、違法行為や森林経営不良に対し、連邦および各州レベルの規制や制度というセーフティネットが存在することから、合法性を実証するトレーサビリティや第三者によるCoCまたは森林管理認証は、米国で生産されるアメリカ広葉樹製品にとって必須の条件ではないであろう、と結論する。

エビデンス概要

米国の広葉樹材資源 (報告書 2.0 項)

米国の森林に関する統計情報は、米国農務省林務部が Forest Inventory and Analysis(FIA)制度の下で集積している。そのデータは非常に信頼性が高い。FIAデータによれば、米国のアメリカ広葉樹資源は広く分布しているうえ広範囲に渡っており、直近的にも将来的にも下降するリスクはない。アメリカ広葉樹の年間生長量は33州のそれぞれにおいて、伐採量を大きく上回っている。その比率はほぼ2対1であり、森林蓄積量はここ50年間、一貫して増え続けてきた。個別には森林面積が減少した州もあるが、総合的には過去50年間の間安定しており、実際に1987年からは3%増大している。州データ、地方データ、そして全米ベースのデータでは、林地の転用や伐採が年間生長量を超えているような地域の状況が見えない可能性はあるが、全体として不安を呼ぶような傾向は見られない。これは、レッドオーク、ホワイトオーク、ウォルナット、チェリーといったアメリカ広葉樹を樹種別にFIAデータを利用して分析した場合でも同様である。

米国のアメリカ広葉樹資源は、大半が平均面積 16 ヘクタールに満たない親族所有林である。親族所有林は、伐採されたとしても不定期で、世代あたり 1 度か 2 度にすぎないであろう。親族所有林の面積比率が大きいことから、アメリカ広葉樹の管理の連鎖は複雑にならざるをえない。アメリカ広葉樹の原木業者は、一般に毎年、数百もの地主から少量ずつ買い入れている。量的に大部分が原木を様々なルートから集めて量を確保する材木業者を通して取引されており、その業者は樹種別に市場の動きに合わせた材長に原木を玉切りして出している。平均すると、アメリカ広葉樹の製材工場や単板工場は、材料の 3 割から 5 割を彼らから購入している。しかしながら、輸出に関与する会社は、定評のある業者や長い関係のある信頼できるサプライヤーとしか取引しないと報告している。

ガバナンスの総合指標（報告書 3.0 項）

世界銀行は 200ヶ国以上における統治の効果を評価するために有効なツールであるいくつかの指標を毎年更新している。指標は良好なガバナンスを(1)表現の自由と説明責任(2)政治の安定性と暴力の不在(3)政府の能力(4)法規制の質(5)法治体制(6)汚職取締りの 6 点から評価するものだ。世界銀行ガバナンス指標(WBI)を支持するデータが企業や個人を対象とする公表データ、商業リスク格付機関の評価、非政府機関、多国間援助機関、その他公的機関から出ている。政府の能力、法規制の質、法治体制に関する世界銀行ガバナンス指標において、米国は全世界の上位 10%に入っている。

ある国が森林資源にどの程度関心を寄せているかについて、もうひとつ目安となるのが森林資源情報の品質比較である。米国の森林情報収集および分析(FIA)は包括的であり、統計的に検証されている。かなりの森林資源国であっても、同様の高度な制度を持ち、詳細な森林資源データに幅広いアクセス(オンライン)を提供している国は少ない。FIA は実際に複数の期間に渡ってフィールド調査を行った測定値を基盤としていることに加え、毎年更新および検証されていることから、そのデータは持続可能性の動向分析に自信を持って参照し活用するに値する。

米国で持続可能な林業がいかに重要視されているかを示すもうひとつの証としてモントリオールプロセスへの参加がある。モントリオールプロセスは温帯林および寒帯林の保護と持続可能な管理のために国際的に合意された基準と指標を開発実施しようと 1994 年に形成された多国間の作業グループである。モントリオールプロセスは、温帯林と寒帯林の持続可能な管理の特徴を基礎にした 7 つの基準と 67 の関連指標を策定した。米国はモントリオールプロセスの下で First Approximation Report(第一次概要報告書)を National Report on Sustainable Forests – 2003(持続可能な森林に関する全米報告書 2003 年)として発行した。モントリオールプロセスを通じた評価方法の開発は、米国においては広範囲の利害関係者を巻き込んだプロセスであり、今後もそのままであり続ける。

森林認証制度(報告書 4.0 項)

米国の森林認証は1990年代に導入されて以来拡大しており、現在は3400万ヘクタールに及んでいる。米国内で最も活発な森林認証制度3つは森林管理協議会(FSC®)、持続可能な森林経営(SFI®)、それにAmerican Tree Farm System(ATFS)®となっている。SFIはPEFCの認定を得ており、ATFSもPEFC認定の手続き中である。3制度のうち、SFIが最大で米国の認証面積の55%を占めている。FSCとATFSはそれぞれ22%と23%。約580万ヘクタールがSFIとFSCの二重認証となっている。

認証林面積の比率の高い州であれば、アメリカ広葉樹製品が合法的に生産されていることのさらなる保証となる。合計すると、アメリカ広葉樹生産地域の林地の推定19%が認証されており、州によっては営林対象地面積の3分の1以上が認証林となっている。認証林が25%を超えている州は、ミネソタ、メイン、ウィスコンシン、ルイジアナ、ミシガンそしてワシントン州である。

認証林から産出するアメリカ広葉樹製品は、米国産全体からすれば小さな比率にすぎないが、それは滅多に伐採を行わない小規模所有者が多数派だからである。SFIの制度は土地管理には関与しない企業の調達認証が含まれており、持続可能な木材の供給という面での第三者認証も可能にしている。現在は広く利用されていないが、家族経営の森林の認証に機会を与えるものとしてグループ認証がある。ウィスコンシン州のプログラム(管理森林法)は、ATFSグループ認証を参加地主に提供している。FSC認証の土地管理者プログラムを利用すれば、複数の森林所有者がグループとなって森林士1名を顧問として管理を行うことにより、FSC認証の道が開ける。

職業免許と認証(報告書5.0項)

合法性と持続可能性の問題は、森林管理、伐採、木材の売買を行う者や専門家の登録、許認可、認証を目的とする制度によって部分的に対応されている。これらの制度は州法によって義務付けられている場合もあれば、自主的に課している場合もある。米国のアメリカ広葉樹材のサプライチェーンの他の特徴との関連性を考えると、こうした制度が違法または持続不能な施業のリスクの低減に貢献している。

伐採業者はアメリカ広葉樹生産地域のほとんどの州において、公的あるいは民間制度(Master Logger Programなど)によって登録もしくは認証されるようになっている。伐採業者の登録制度も認証制度も設立していないのは、ニューヨーク州とニュージャージー州のみだ。

アメリカ広葉樹生産州5州が、原木バイヤーに正式な免許制度を設けている(コネチカット、メリーランド、インディアナ、イリノイ、アイオワ州)。うち3州(インディアナ、イリノイ、アイオワ州)では、立木バイヤーに供託金を義務付けている。認可伐採業者から営林業者への不払いが発生すると、供託金の没収その他の懲罰につながり得る。メリーランド州の法律では、木材製品事業に関与する者は免許を取る必要があり、コネチカット州では、商業林事業者は州の認可を取得するものとされている。

専門家である森林管理官の免許や登録が広葉樹林地域のうち 14 州で実施されている。また専門家協会も認証制度を援助している。中でも米国森林管理官協会(Society of American Foresters)は特筆に値する。

所有権、盗伐、偽称売買(報告書 6.0 項)

法律的な所有権と立木を販売する権利の認知が、立木利用の法的根拠と合法性の基本である。米国のアメリカ広葉樹資源は私有林が圧倒的であり、所有権移転に禁止や制約がある場合を除いては、地主は自由にその所有権を譲渡することができる。米国の広葉樹生産の 90% 超が私有林からである。米国のアメリカ広葉樹資源のほとんどが小規模な親族経営の所有者であり、一般にその資産の防衛意識が高い。立木資産の所有権に関する紛議については解決のための行政手段および司法手段がすべての土地所有者(ならびに原木バイヤー)に提供されている。所有者は、林地の境界線を明確にし、立木の販売は入札制にして、伐採には書面による契約を結ぶように常に助言されている。価額の大きな立木売買や伐採契約は書面による契約に基づいて行われ、大手バイヤーには販売元が当該原木の所有権を有しているかどうかを確認するところが多い。

他の犯罪同様、盗伐や不法侵入(伐採のために私有地に無断で立ち入ること)もアメリカ広葉樹生産地域においてある程度発生している。当然のことながら林業犯罪は林地所有者にとっての懸念であるが、アメリカ広葉樹生産地域においてどの程度違法伐採が行われているかを判断するのは難しい。データを見る限りは、本数は比較的少数の場合が多く、一般的には境界線や伐採区画が不明確な林地で発生する。被害額が低い、長期間気がつかなかつた、などの理由で報告されずに終わる事例も多い。報告書や調査によると、親族所有林のうち地主が地元に居住していない林地は約 38% に上っており、最もリスクが高い。しかしながら、マスコミ報道を見ているかぎり、盗伐の最も悪質なケース、すなわち再犯者や高額な樹種が関与する場合には、捜査が行われ、犯人が訴追されている。

文献、裏付情報を付したマスコミ報道、州官僚の聞き取り調査によれば、立木関連の犯罪は他の品目に関する盗難より高い頻度で起こっているわけではなく、おそらくは逆に少ないであろう。入手できる州の記録や研究によれば、アメリカ広葉樹生産地域では年間 800 件から 1000 件の大型盗伐事件が生じている。前提を想定して盗まれた原木の材積と価額を考えると、年間 1200 万ドル相当のアメリカ広葉樹材が犯罪によって影響を受けている、と推定できる。これは、米国内のアメリカ広葉樹総生産高(年間推定 40 億ドル)の 1% にもはるかに及ばない数字である。また、断定はできないが、盗まれた材は、限定された地元市場を供給先とするディーラーや加工業者に持ち込まれる可能性が非常に高く、米国のアメリカ広葉樹輸出への影響はさらに小さいと思われる。

連邦法適合(報告書 7.0 項)

連邦所有地管理を司る環境関連法の複数が森林経営に直接もしくは間接的に影響している。一般的には違反者に厳罰を科すことを許す内容だが、連邦政府の許認可が必要な場合や土地管理者に連邦政府の規定遵守を要求するような場合を除いて、法律の取締りは州政府に依存している。公有林および私有林の施業を対象とした、連邦レベルの主要な環境法には次などがある。

Endangered Species Act (ESA): 絶滅危惧法。森林所有者も管理者も、直接的にも生息地の変更によっても、絶滅危惧種リストに掲載された種の動物に危害を加えたり、死亡させてはならない。

Clean Water Act (CWA): 水質保全法。林地である湿地における施業を規制するもので、州政府に発生源が不明な水質汚染を規制するよう義務付けている。これは通常、ベストマネジメントプラクティス(BMP)によって達成されている。

Clean Air Act (CAA): 大気質保全法。州は大気質と視界を保護する制度を有する義務がある。これには火入れや、オゾン層に有害な化学物質の使用の規制が含まれる。

Federal Insecticide, Fungicide and Rodenticide Act (FIFRA): 連邦殺虫剤、殺菌糸剤、殺鼠剤法。虫害対策、雑草対策の如何を問わず、林地における化学物質の使用を規制する。

連邦成文法の中には、連邦所有地(米国林地の約20%に相当するが、アメリカ広葉樹供給量ベースでは1%未満)を直接管轄するものがある。中でも重要な法律は全米森林管理法(NFMA)、連邦土地政策管理法(FLMFA)、原始地域法(Wilderness Act)、国家環境政策法(NEPA)である。NEPAは連邦政府機関が政府所有の林地において実施する活動が環境に与える影響を評価し、最小限に留めることを義務付けている。その結果、連邦政府の立木管理経営はすべて、何らかの環境評価もしくは環境影響分析を要求されている。アメリカ広葉樹林管理は、主にアメリカ広葉樹種の森林蓄積量の大半が存在する米国東部の国有林において影響を受ける。連邦所有林の森林計画も伐採行為も、関係者から異議申し立てがあると行政もしくは司法による審査の完了を待たねばならず、遅延、変更、取消しが生じることが多い。

林業に規制力のある連邦法以外では、ユニークな環境や特殊な環境の保護、保護の奨励、環境教育の推進、環境関連の研究の支援、環境価値の強化などに貢献する連邦政府の制度が存在する。一例としては Cooperative Forestry(協力林業)、Conservation Reserve Program(CRP; 保全保護制度)、Forest Legacy(FL; 森林遺産)などがある。こうした制度は、技術支援、土壤流出の可能性のある農地の造林、保護価値の高い森林の保全に資金を提供し支援を行っている。これらの制度は規制ではないが、森林の利用、森林再生、環境が影響を受けやすい地域やユニークな環境の地域の保全を奨励し、米国のアメリカ広葉樹林の持続可能性に総合的に大きく貢献している。

連邦法はまた公正な労働条件、労働安全性、健康についても規定している。たとえば、労働安全衛生法(OSHA)は具体的な安全対策と安全装置の使用を規定することで商業営林経営に従事する森林労働者を保護しており、事故、負傷、是正措置の詳細な記録が義務付けられている。公正労働基準法(FLSA)は民間および連邦、州、地方自治体

の正社員/職員ならびにパートタイム労働者を対象に、最低賃金、超過勤務手当、記録、児童労働基準を定めている。米国労働省は、一般に州政府の相当機関との協力の下で、労働基準と労働安全法規の厳しい取締りを行っている。未払い賃金の支払いや民事訴訟、刑事告発による懲罰といった取締り活動は、州労働連絡機関や OSHA のウェブサイトで参照可能である。

結論として、入手可能なデータは連邦政府の環境法規、労働法規、労働安全法規の適合水準は高く、違反に対する取締りも厳しいことを示しているといえる。

州成文法適合状況(報告書 8.0 項)

アメリカ広葉樹生産地域における持続可能な森林管理に対して多数の州政府機関が管轄権を有す。アメリカ広葉樹林をはじめとする森林資源を対象とする公共プログラムの責任機関として、1000 を超える政府組織(府、局、部、省、委員会、審議会など名称は様々)が存在する。こうした機関は 4500 人以上の天然資源の専門家を抱えており、多岐に渡る 800 以上の森林プログラムを実施している。これらのうちおよそ 150 件が規制としての性質を有す。

各州(多くの場合は市町村レベル)ともに何らかの形でアメリカ広葉樹林がどう管理され利用されるべきかを規制した、環境および林業を対象とする法律を制定している。平均すると州当たり 6 つの機関が森林を主眼とする規制プログラムを担当しており、その半分以上が中度または大規模な規制を行っている。推定で正職員 715 人相当の人間が、アメリカ広葉樹林地域における規制の実施に当たっている。

規制されている森林経営の数や種類は州毎に異なるが、大半の州が森林経営に何らかの規制を行っている。州政府レベルで多かれ少なかれ規制対象となっている経営として、林道の建設、伐採、森林再生、育林、薬剤散布、森林保護が挙げられる。森林経営全体あるいは一部を規制している州は、アメリカ広葉樹生産州のうち約 75% となっている。

州政府の取組みの共通項は、ベストマネジメントプラクティス(BMP)によって水質を保全することである。アメリカ広葉樹生産地域のいずれの州においても、林地で BMP を実施する法規制または自主規制を有している。2007 年においては、33 のアメリカ広葉樹生産州のうち 24 州で、地主ならびに伐採業者が推奨されている森林経営もしくは要求されている森林経営をどこまで実施しているかを監視評価する制度を設けていた。適合率は瞠目に値する水準であった。監視制度を行っている州においては、対象である森林経営が一件または複数であり、種類にもよるが、すべての森林経営について約 70 から 90% の平均適合率である。さらに適合水準を上げるために、29 州が地主および伐採業者を対象とする教育研修会の開催に出資している。

規制以外の取組み(報告書 9.0 項)

森林所有が圧倒的に民間の手にあることから、連邦・州政府は様々な自主規制的な制度や優遇制度を設けて、保全、水質保護、野生動物生息地保護、森林保全、その他の持続可能な森林経営を奨励している。2007年には、連邦政府が、協同林野火災防止制度、協同林業制度、その他に振り向けた資金は1億3000万ドル近くに上った。州の林業関連の資金は年間約9億3700万ドルになり、連邦政府と州政府を合計すると、林業関連プログラムだけで10億ドル以上の投資が行われていることになる。規制以外に森林経営に影響する制度としては、技術支援、教育、財政的優遇策、環境保護の価値が非常に高い地区の保護のための補助金などがある。多数の土地所有者が連邦・州政府の制度を利用している。2006年度の全米林地所有者調査(NWOS)によれば、親族森林所有者のうち1900万ヘクタールに相当する52万3,000人(親族所有林全体の18%)が森林経営実現のためのコスト分担制度に参加した。2006年には、Forest Legacy Program(FLP; 森林遺産制度)によって保護された森林面積がアメリカ広葉樹林地域において55万ヘクタールを超えた。自然保護団体や土地信託も、林地取得の支援や自然保護を目的とする地役権取得の資金提供を行い、推定で510万ヘクタールの私有林を保護している。さらにこのほかに、林業会社の元所有地で近年になって環境地役権が設定されたかなりの林地があり、この地役権によって保護面積が大きく拡大している。

規制以外のプログラムは、規制と併せて考えれば、持続可能な林業に高い重要性を置く法律ならびに制度枠組に寄与するものであり、米国のアメリカ広葉樹の合法性確立の一助となるものである。

税政策(報告書10項)

米国は所定の種類の原木所得と費用については特別規定を設けている所得税制度がある。たとえば、森林再生および森林保全施業のための費用は(上限はあるが)優遇されている。連邦政府は、相続時に林地財産に影響しうる相続税も設けている。一方、州政府も所得税、相続税、贈与税、固定資産税、再生不能資源税または収量税(severance or yield taxes)など様々な税を課している。多くの州が固定資産税を調整し、林地が現行の用途に対して評価されるようにしているが、一部の州は毎年課税する代わりに(または年間課税のほかにも)収穫時に課税する州もある。一般に連邦税および州税の両方の適合率は非常に高い。政府調査によれば連邦税については少なくとも84%の遵守率だという。アメリカ広葉樹材所得やアメリカ広葉樹資産に対する課税の未納に関し、米国内で大きな問題があるという示すデータは存在しない。

貿易関連(報告書11項)

米国はアメリカ広葉樹を含む輸出品に対し、輸出税なるものは一切課していない。木材製品に関する唯一の大きな輸出規制は、経度100度以西の州林もしくは連邦林から伐採された未加工の丸太だけである。すなわちオレゴン州とワシントン州産の丸太輸出が対象となりうるが、実際の影響は非常に小さいものであろう。様々な情報を調査したが、丸太輸出禁止規定に違反して公有地産のアメリカ広葉樹材が輸出されたという告発は見られなかった。

入手できた情報を見る限り、温帯広葉樹材が米国のアメリカ広葉樹輸出全体に占める比率は非常に低く、いずれにしても材料としては基本的にカナダまたは欧州から調達している。量的にごくわずかであること、また原産国が厳格な統治枠組を誇る国であることから、米国の温帯広葉樹製品の再輸出が出自の疑わしい材から構成されているリスクは非常に低い。

米国のアメリカ広葉樹種で CITES に記載されているものはないため、CITES 条約の許可要件は米国のアメリカ広葉樹輸出には適用されないが、適用があったとしてもごくわずかである。したがって、米国のアメリカ広葉樹輸出が CITES に適合していない可能性も非常に低い。

輸出には数種の書類が通常要求されており、製品の種類と輸出先によっては植物検疫証書が必要となる場合も多い。木材製品に求められることはあまりないが、原産地宣言書が要求あるいは要請されることも時折ある。レーシー法(Lacey Act)の改正案が予定通り承認されると、輸入木製品の原産国と樹種情報が義務付けられることになる。現在は求められてはいないものの、同様の書類が米国輸出材の合法性と持続可能性についてある程度の証となる可能性がある。多数の輸出業者がこうした情報を現在、送り状、パッキングリスト、その他の輸出書類に記載している。

森林管理協議会(FSC)の Controlled Wood 規格 (報告書 12 項)

FSC の Controlled Wood(管理された木材)規格は、受容できない森林経営により生産された材が FSC 認証材に紛れ込み、FSC 材と混合して認証製品に含まれることのないよう策定されたものである。本規格 FSC-STD-40-005 は、混合材製品の認証されていない部分を対象とするもので、以下のリスクの高い材は回避すべきだとしている。

- (1) 違法伐採された木材
- (2) 伝統もしくは公民権に反して伐採された木材
- (3) 森林管理活動が高い保全価値を脅かしている森林から伐採された木材
- (4) 造林もしくは非林業目的に転用される森林から伐採された木材
- (5) 遺伝子組み換えされた(GMO)苗木を植えられた森林から伐採された木材

本規格はリスクベースの評価を提唱している。すなわちこの 5 分類についてリスクの低い地域から生産された材は「管理されている」と考えられ、FSC 材とともに認証製品に用いることができる。FSC はリスク評価の実施方法と、データおよびエビデンスに使用できる情報源に関し、指針を提供している。

我々は当該地域の森林資源データや既存の報告書、入手可能な生態学報告書を参照してリスク評価にあたった。違法伐採された木材、伝統および公民権に反して伐採された木材、GMO 林からの木材については、米国の現況を説明するエビデンスがあり、これによって低リスクであると即断できる。保全価値の高い(HCV)森林や森林転用由来

の木材の評価については、生態学的評価や森林変化データを、より詳細に分析する必要があった。

分析により、研究対象地域には WWF グローバル 200 エコリージョン(生態域)、コンサベーション・インターナショナルの生物多様性ホットスポット、およびスミソニアン/国際自然保護連合(IUCN)の植物多様性センターが生物種多様性上の価値と定義する価値が集中していると判断されるエコリージョンが 10 カ所あることが分かった。しかし、これら 10 のエコリージョンは、認識されている限りの生物多様性は比較的良好に保護されているか、森林経営により脅かされてはいないことを明らかに示す強力なエビデンスも存在する。

森林地域の変化の詳細な分析に基づき、FSC の Controlled Wood 規格適合により、保全への脅威という点で低リスクと判断されるエコリージョンの閾値(森林面積の年間減少率 0.5%)を超えるエコリージョンが研究対象地域に 2 つ発見された。すなわち南フロリダの Everglades、それに Puget Lowland 林地および Willamette Valley 林地から構成される Pacific Lowlands 混合林である。より綿密な Controlled Wood 評価を要す可能性があるとはいえ、これらエコリージョンから生産される広葉樹もまた低リスクであることは、他の情報が強く示している。Everglades 地域からは広葉樹はほとんど生産されておらず、アメリカ広葉樹輸出材に占める量も無論些量だ。Pacific Lowland 混合林エコリージョンはワシントン、オレゴン両州の西部に位置し、同地産のアメリカ広葉樹輸出材はレッドアルダーが代表的で、そのほとんどが管理された林分で育てられ、伐採されている。公表されている評価によると、当エコリージョンのオレゴン部分の森林喪失率は FSC の閾値を下回っている。またワシントン州西部産のレッドアルダーの約 20%は州有林産で、森林転用のリスクはない。さらに、オレゴン、ワシントン両州とも総合的な森林経営規則を有している。ワシントン州の伐採許可申請においては、森林転用はいかなるものも開発管理計画に従ったものであることを求めており、したがって州および地元の郡当局の承認、すなわち総合的審査と利害関係者の意見が求められるプロセスを経なくてはならない。

FSC の Controlled Wood 規格による分析結果は、研究対象地域から調達される材は規格の 5 つのリスク分類全てにおいて低リスクである可能性を示している。こうした結果に反する、些細にして時折の事例は GMO 使用を除く全てのリスク区分に存在する(米国は商業目的では GMO を使用していない)。Controlled Wood 規格はグローバルな基準であり、本研究においてもグローバルな見地からリスクを判定している。それゆえ、研究対象地域において(エコリージョン評価で指摘したように) Controlled Wood 規格の不適合事例が一部あったとしても、組織的なものではなく、世界の他地域に比べると低リスクであると結論することができる。

Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC) の問題となっている産地に関する規格 (報告書 13 項)

PEFCは問題の産地の原材が認証製品に含まれないようにするための一助として、手続きと一連の指標を開発した。PEFCは一般的に、「問題の産地」を、伐採が許可されていないか法で禁じられている、あるいは法により厳格に保護される計画がある場所と定義している。PEFC規格は国/地域レベルのリスク評価を求め、サプライチェーンレベルの評価によって、サプライチェーンが問題の産地を同定できていない可能性に対応するものである。

米国は連邦、州/地方自治体レベルのいずれにおいても、非常に明確に保護林を区別している。連邦レベルにおいては、1964年の原始地域法(Wilderness Act)が全国原野保護制度(National Wilderness Preservation System)において、最も害の少ないハイキングやキャンプ行為を除く一切の活動から恒久的に連邦所有地を守ることのできる手続きを策定した。現在は道路もない保護林として4300万ヘクタールに及ぶ。加えて、やはり道路も入ってない2400万ヘクタールについて、何らかの形の計画策定が検討されている。この審査中の道路のない林地では現在伐採は行われていないが、伐採の是非も審査項目である。これは全国に網の目のように存在する国立公園やレクリエーション地域とは別である。同様に、州レベルでも、森林に様々な保護制度を設けており、公園や森林保護区として保護されている。保護林となることが予定されているアメリカ広葉樹林で現在、伐採が行われている事例は見られなかった。

I PEFC指標に基づいて国際的に見ると、問題の産地に米国が該当するリスクは低い。以下のPEFC指標で米国に適用するものは皆無である。

- (1) 国連安全保障理事会により木材輸出が禁止されている国/地域
- (2) 森林法規取締りの水準が低く、腐敗度の高いことで知られる国/地域
- (3) 国連食糧農業機関(FAO)発表による統計が森林面積の減少を示している国

低リスクの結果を覆すようなPEFCの第4の指標としては、ある組織が、その供給材について問題の産地に関する信頼のできるエビデンスに基づいた意見を顧客もしくは第三者から受け、またこれが当該組織の調査により誤りであると立証されていない場合がある。米国では優に100を上回る環境団体が、全国、地域または地方レベルで活動しており、扱う問題も地元における具体的な開発プロジェクトから気候変動や森林破壊といったグローバルなものまで幅広い。我々は広葉樹製品輸出を巡って議論を呼ぶ問題が存在するかどうかを評価するため、米国の環境団体のウェブサイトを複数選択してアメリカ広葉樹林またはアメリカ広葉樹製品の生産に関連する問題の掲載を調べた。自然に森林再生が行われ、広葉樹種構成が維持されているアメリカ広葉樹の資源管理に関し、具体的な懸念を示しているウェブサイトは皆無であった。主な懸念は、アメリカ広葉樹の天然林や準天然林が、商業的な人工林その他の用途へ転用されることにある。先に概括したFSCのControlled Wood規格の詳細分析の一部として、転用問題も分析した。アメリカ広葉樹生産地域は造林や他の用途への転用については低リスクとの結果を得た。

具体的な企業について、森林経営規則に違反しているという主張や、第三者による監査にも関わらず認証基準を遵守していない、といった告発も行われているが、これ

らは一般的にアメリカ広葉樹伐採に関与するものではない。しかし、信頼性のある告発であれば、認証審査制度にも州の規制当局にも、調査対応する手続きが存在するし、また実際に実施されてきた。その結果として、企業が方針を変更した事例も、州当局がさらに綿密な調査に乗り出した事例もある。これらにはアメリカ広葉樹林はほとんど関与していないかったことから、こうした問題の産地において伐採された原材料がアメリカ広葉樹製品に含まれるリスクは非常に低い。

詳細に渡る分析に基づき、アメリカ広葉樹の生産、とりわけ輸出向け広葉樹製品は、PEFCの問題の産地に関する規格に鑑みて、低リスクであると結論できる。

アメリカ広葉樹と CPET 合法性および持続可能性に関する条件 (報告書 14 項)

英国の Central Point of Expertise (CPET)は英国政府の購入する木材製品の産地が合法的かつ持続可能であることを確実とするための指針を策定した。エビデンス「A」類とは木製品が認められた制度の認証を受けていることを示す文書である。米国産製品については、CPET は森林管理協議会(FSC)および持続可能な森林イニシアチブ(SFI)の森林認証制度の両方を、CPET の策定した合法的産地を示すエビデンスの条件に適合すると認めている。FSC および SFI 認証品で、認証材もしくは再生原料を 70%を超えて含む場合は、持続可能性基準も満たしていることになる。

CPET はまた、産地が合法的かつ持続可能性に向かっていることを示す文書として、認証以外にも受容可能なエビデンスのガイドラインを策定しており、この種のエビデンスを「B」類としている。合法性に関しては、CPET は適合すべき条件として、具体的に次の 4 件を挙げている。

- (1) 森林所有者/管理者が当該森林の合法的使用権を有している
- (2) 森林管理団体および契約業者のいずれもが、下記等に関連する地方および全国法規を遵守している
 - (a) 森林管理
 - (b) 環境
 - (c) 労働および福祉
 - (d) 衛生および安全
 - (e) 他者の保有権[伐採権]および使用権
- (3) 関連する伐採権料や税金が全て支払われている
- (4) CITES 要件を遵守している

本報告書の他項において、アメリカ広葉樹の森林管理および生産に影響する、広範な法的および制度的枠組について述べてあるため、この部分はそれらに基づいて評価する。「B」類エビデンスの条件は、持続可能性を対象とする法規に対する適合性を評価するために、リスクベースの手法を用いることを認めている。CPET の条件によると、国/地域は以下において違法リスクが低いことを示せばよいだけである。

1. 森林法規の存在

2. 当該林地における明確な法的使用権
3. 法が効果的に執行されているエビデンス(訴追が行なわれている
エビデンスなど)
4. 地元や地域/中央政府の林務担当者の腐敗に対する重大な申立て
の不在

先に概括したとおり、連邦および州/地方自治体の法規は、広範囲に渡って米国における持続可能な森林管理を支えている。データによるとアメリカ広葉樹原木の90%超は、制度化され、良好に執行されている合法的な利用権を伴った民間所有地で伐採されている。立木が許可無く伐採されたり、支払いが合意した額に満たない場合などは、土地所有者は是正を求めて法的措置をとることが可能である。公有林、すなわち連邦、州/地方自治体の所有林における伐採は全て、総合的な森林計画、利害関係者による審議、書面による契約および市民の監視のもとにある。土地所有者にとっては盜伐や不法侵入は懸念ではあるが、データは、こうした問題は局地的なものであり、米国で生産され伐採されるアメリカ広葉樹全体から見れば、組織的でも重大な問題でもないことを示している。

立法、行政および司法記録は、広葉樹林の管理および生産に影響する法令が施行され取締りが行われていることを強く示している。労働実務や職場の衛生および安全を対象とする法もまた、厳格に執行されている。遵守率や労働災害に関する情報も公開されている。世界銀行といった国際組織からのエビデンスも、米国は法規を非常に尊重しており、腐敗も些少であることを示している。加えて、米国は連邦、州、民間プログラムが広範囲に網羅されている。これらのプログラムは自主制度やインセンティブに基づくもので、やはり持続可能な森林経営を確立させる上で大きく貢献している。

制度は州によってかなり異なることから、広葉樹が違法に伐採されたり売買されたりするリスクの評価項目のセットを設定した。各州を認証林面積、資源関連省庁からの林地への投資、立木伐採業者やバイヤーの登録/免許制度、違法伐採に関する届出状況、州制度が対象としている森林経営、規制および非規制森林制度の範囲や厳格さといった7分類19項目を基に点数化する。高スコアが違法伐採におけるリスクの高さを示し、低スコアがその逆という採点制度であり、この手法により、CPETの「B」類基準に照らしたアメリカ広葉樹製品の合法性を評価する測定基準となったのである。違法伐採活動に関し、(リスクゼロから高リスクといった)極端なカテゴリに入った州は皆無で、ほとんど全州が「低リスク」の中間程度に位置した。違法な伐採や売買は局地的なもので、しかも可能性は非常に低いと評価できる。

AHEC会員企業の機会 – 提言 (報告書 15 項)

研究チームは本報告書の所見に基づき、アメリカ広葉樹業界の検討に付すべき一連の提言を成すに至った。これらの提言は助言目的に限る。以下の提言はアメリカ広葉樹輸出協会および関連団体に宛てるものである。

(1) 全会員に適用する調達/環境方針を策定し発表(もしくは掲示)するか、会員に調達/環境方針を策定するよう求める。当該方針は合法的な生産地からのアメリカ広葉樹供給を約束するビジネスプラクティスを謳ったものとする。

(2) 輸出木製品が原産国を明示(すなわち再輸出品ではない場合は米国産と表示)し、実際的である場合は、原木の生産州もしくは地域を記載することを要件とする方針を奨励し、支援する。これは荷送り状への認証印もしくは添付、あるいは原産州の APHIS(米国農務省動植物衛生検査局)が認めた認証官の認証による植物検疫証明書、さらに改正レイシー法が施行されている場合であれば、輸入業者に要求されるものと同様の文書を添えることで満たすことができる。

(3) 州あるいは地域レベルにおける官民の業界イニシアチブに参加し、以下の方法によって盗伐と持続可能な森林管理の課題に取り組む。

- (a) 州の林業団体または大学と協力し、アメリカ広葉樹伐採に関する違法行為の届出を追跡する情報システムを開発、導入する。
- (b) これらの制度が州レベルで検討されている場合は、伐採業者や原木バイヤーへのライセンス付与や認証の支援を考慮する。
- (c) 州レベルにおいて、土地所有者、伐採業者、原木バイヤーに、原木販売に関する法的要件に関する明快にして簡潔な情報を提供するよう、州の林業団体に働きかける。
- (d) 州レベルにおいて、土地所有者に対し、盗伐および不法侵入の被害のリスクを最小限に抑えるための推奨案が現在提供されていない場合は、かかる提言を発表(掲示)するよう、州の林業団体に働きかける。
- (e) 州レベルにおいて、法執行機関と協力関係を築いて盗伐を抑制するよう、州の森林団体に働きかける。
- (f) 州機関の業務が重複している場合は、広範囲に整合性が失われることのないよう原木および林業の取締り制度を検討することを、州の林業団体に働きかける。
- (g) 米国農務省林務部、州林業団体および大学と協力し、全国に発生している違法伐採行為の実態を定期的に検討し、かかる行為の対策として用いられている制度の有効性を評価する。
- (h) 違法伐採および違法販売を主眼とする機関や制度の効果を高めるための研究を(国内および国際的に)推進する。

アメリカ広葉樹製品の生産および輸出に直接従事する企業や法人は、他の方法によっても、アメリカ広葉樹製品が合法的かつ持続可能な産地からのものであることを顧客に伝え、保証することができる。アメリカ広葉樹輸出に従事する企業の検討材料として、さらに以下を提言する。

- (1) 合法的なアメリカ広葉樹材供給を約束するビジネスプラクティスの説明を(その規定に)含む調達/環境方針を策定、発表(もしくは掲示)する。
- (2) 提供する全てのアメリカ広葉樹材が合法的な森林産であることを実証するため、森林から顧客までに至る木材および加工材の CoC 追跡に関する実現可能性を評価する。
- (3) 原木バイヤーに以下を提言する。
 - (a) 事業に関連する限り、適用される法規制、州のベストマネジメントプラクティス(BMP)適合を要求する正式な契約を請負業者と結んでおく。
 - (b) モニタリングを正式化するか、州の BMP 監視に対する取り組みを支援することを検討する。
 - (c) 州主催の伐採業者教育プログラム (Master Logger Program) の要件を取り入れ、第三者認証取得を検討するよう、伐採請負業者に働きかける。
- (4) 原木オーナー/管理者に対し以下を提言する。
 - (a) 森林への不法侵入や違法伐採のリスクが高い場合は、防犯監査の実施を検討する。
 - (b) American Tree Farm System とそのグループ認証の可能性も含め、一般に認められている認証制度からの認証取得を検討する。
- (5) 法執行機関および森林防犯関連団体と連携し、森林への不法侵入と違法伐採を調査し、解決する。
- (6) 団体や協力者を奨励して、持続可能な林業および認証のための訓練を実施し、認証規格が求める基本要件に対する認識を高める。
- (7) 持続可能な森林経営実施委員会(SFI Implementation Committee)の不適合経営 (Inconsistent Practices) 規定など、現存する機構を利用し、持続可能な林業の原則にそぐわない行為を報告する。

評価と報告手段

最後に、本研究チームは AHEC メンバーを支援するため、違法に生産されたリスク、ならびに Controlled Wood 規格に抵触する林や問題の森林から生産されたリスク

が低いことを裏付ける経営を評価し、文書化するための森林持続性自己評価ツールを開発した。メンバーには自由に使用していただけるもので、(調達および認証制度に定義されるところの)合法的かつ問題のない調達に関し、自らのサプライチェーンを検証し、文書化したいと考えている企業の手引きとしてご活用いただくことを意図している。本ツールは本報告書の別添資料のひとつとして提供する。



The American Hardwood Export Council

Certificate of Compliance AHEC Responsible Procurement Policy for Exporters

This company is a member of the American Hardwood Export Council and has agreed to adhere to the association's requirements to monitor regularly and to verify that its procurement processes and suppliers operate in accordance with all applicable laws and regulations of the United States and of the State of Washington. This company maintains a procurement policy that specifically prohibits harvest or production of lumber that is excluded from international trade.

This Company recognises it has a responsibility to its customers, suppliers and staff to base its commercial activities on legally and responsibly managed forests.

The Management of this company takes responsibility for the endorsement of this policy statement and its implementation throughout the company's operations, and to ensure that key members of staff are trained and that all employees are advised of our position.

This company shall:

- *Ensure that formal contracts exist with contractors to require compliance with applicable laws and regulations and state Best Management Practices (BMPs)*
- *Encourage landowners/suppliers to use state-approved BMPs and monitor the effectiveness of efforts to promote BMPs using public or private sources of information.*
- *Encourage landowners/suppliers to utilize the services of qualified resource professionals and qualified logging professionals in applying principles of sustainable forest management on their lands.*
- *Implement a procedure to assess the risk that procured raw material derives from illegal logging and address any significant risk identified. In the United States, this procedure may be based on the AHEC commissioned study "An Assessment of Lawful Harvesting & Sustainability of US Hardwood Exports" and any follow-up reports commissioned by AHEC.*
- *Participate in public and private sector initiatives at the state and local level to work collaboratively to reduce the risk of illegal and unsustainable timber harvesting.*
- *Coordinate with law enforcement and association timber security task forces to investigate and resolve timber trespass and illegal harvesting.*

- Encourage the use of existing mechanisms, (such as the Sustainable Forestry Initiative Implementation Committee Inconsistent Practices provision) to report those that do not adhere to the principles of sustainable forestry.
- Ensure that all exported wood shipments include a clear indication of the country of origin (i.e. the United States unless the product is a re-export) and, as far as possible, the state(s) in the United States where the timber was harvested.
- Progressively increase the proportion of procured American hardwoods that can be tracked to forest of origin.
- Substantiate any claims in relation to the source or environmental credentials of American hardwood products.

AHEC and its members who have acknowledged this commitment in writing are expected to comply with this Responsible Procurement Policy (RPP). AHEC shall review substantiated, written complaints about non-conformance with this RPP. AHEC members also all understand that the organization will address any evidence of non-conformance brought to the attention of AHEC.

AHEC encourages customers, suppliers and AHEC members to resolve complaints between themselves if possible or, where not, provide for independent mediation. Where this fails a complaint may be made formally to the AHEC Board of Directors. If the complaint is upheld, the Board may impose sanctions against the offending member.

Signed for Member Company



David Weyerhaeuser
Northwest Hardwoods

Signed for The American Hardwood Export Council



Michael S. Snow, Executive Director



アメリカ広葉樹輸出協会

輸出業者に対しての AHEC Responsible Procurement Policy の コンプライアンスの承認

アメリカ広葉樹輸出協会のメンバーである Northwest Hardwoods.は、当協会が求める定期的なモニタリングを順守することに合意し、ワントン州や米国のすべての適用法や規則に従って広葉樹の調達手順や供給体制を取っています。また当該メンバーは、特に国際貿易から排除された伐採や製材の生産を禁止する調達政策を支持しています。

当該メンバーは合法的かつ責任を持って管理された森林における商業活動に基づいていることを顧客、供給者そして従業員に対して説明する責任があることを理解しています。

当該メンバーの経営においてはこの政策綱領を是認すること、そして幹部スタッフにはその内容をしっかりと把握させ、また全てのスタッフについてもその立場をきちんと理解させる責任を負っています。

当該メンバーでは、

- 適用法や規則、州のベスト・マネジメント・プラクティス (BMPs) の順守を求める契約者との正式な契約を確保する。
- 州が認証した BMPs の使用を森林所有者/供給者に促し、公的または私的情報源を用いて BMPs のプロモーションへの取り組みの効果を監査する
- 森林所有者/供給者に所有する森林の持続可能な森林管理の基本適応として、資格を持つ資源の専門家や伐採業者の継続した使用を促進する
- 違法伐採により調達された原材料のリスクを評価し、また特定された顕著な影響を与えるリスクに対処する手続きを実行する。米国では、これらの手順は弊協会が委託研究（調査）した “An Assessment of Lawful Harvesting & Sustainability of US Hardwood Exports” や弊協会により追加委託されたあらゆるレポートを基本としている
- 州や地域レベルで違法また持続不可能な木材伐採のリスク軽減の為に共同的に取り

組む公的または民間セクターに率先して参加する。

- 法的執行機関と木材の安全を守る特別対策協会が連携して立木への不法侵害や違法伐採を調査し解決する
- 持続可能な森林の原則を順守しない事案を報告する為に既存の機構（実務不整合事項に関する規定を管轄する SFI の実務委員会の様な）の使用を奨励する。
- 原産国の明示を含む全ての輸出される木材（すなわち米国からの再輸出でない限り）については米国のどの州で伐採された木材なのかを可能な限り明らかにする
- どの森林から調達したかが判るアメリカ広葉樹材の割合を徐々に増加させる。
- アメリカ広葉樹製品の素材の供給元、さらにはその環境認証の裏付けを取ること。

AHEC と書面により誓約を交わした AHEC メンバーは、この Responsible Procurement Policy (RPP) に従うことを期待されています。AHEC はこの RPP に不適合と思われることについては、実証さらにはそれについての苦情を確認します。AHEC の全てのメンバーは当協会にもたらされた不適合についてのいかなる証言については組織として対処すること理解しています。

AHEC は当協会メンバー、顧客さらには供給者に対して彼らの間に生じる苦情を可能な限り、場所を問わずに解決するように独立的な立場で仲介に取り組みます。この取組に失敗した場合、AHEC 理事会に正式にその苦情を申し立てることができます。もしその苦情が支持されれば、理事会は苦情を引き起こしたメンバーに対して制裁を課すことができます。